

## 【1 分解説】加給年金とは？

人財開発コンサルティング事業部 主任講師 永原 僚子

加給年金とは、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方が 65 歳に到達した時点で、配偶者または子どもがいる場合に加算される、家族手当的な厚生年金です。

受給要件は次の通りです。

1. 共済年金を含む厚生年金に 20 年以上加入し、65 歳に到達していること
2. 65 歳に到達した時点で、生計を維持（生計を同一にしている、原則年収 850 万円未満）されている、65 歳未満の配偶者、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害のある子のいずれかがいること

65 歳到達時点で配偶者が 65 歳未満ということは、つまり年下の配偶者がいることが要件となります。以下では配偶者が対象となる場合を解説します。上記要件を満たすと、年額約 42 万円（2025 年度は年額 415,900 円、月額 34,658 円）を厚生年金に上乗せして受給できます。

加給年金は、年下の配偶者が 65 歳に到達するまで受給します。ただし、配偶者の年齢や働き方によって受給期間が変わることがありますのでご注意ください。

加給年金は年単位ではなく月単位で判定されます。そのため、要件を満たす同じ学年の夫婦の場合、例えば夫が 8 月生まれで妻が 9 月生まれであれば、妻は 1 か月年下となり、1 か月分である約 3.5 万円が夫に支給されます。

加給年金は申請しないと受給できません。詳しくは日本年金機構などにご確認ください。